

木古内町子どもの読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)



木古内町教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 現状と課題

- 1 木古内町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 第一次計画の成果と課題

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 3
- 2 学校における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 4

第4章 読書環境の整備のための方策・・・・・・・・・・ 5

資 料

- 1 全国学力学習状況調査結果・中央公民館図書室年度別利用状況 6
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 7
- 3 第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の
概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 北海道子どもの読書活動推進計画〈第5次計画〉概要・・・・ 14
- 5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

木古内町では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、子どもたちが読書活動を通じて生きる力を身につけ、豊かな心を育み、健やかに成長できるよう総合的及び計画的に読書環境整備を推進する体制づくりと人材育成を目的とし、平成27年4月に「木古内町子どもの読書活動推進計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。

このたび、5ヶ年の「第2次計画」が終了することから、第2次計画を引き継ぐとともに、国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および第5次「北海道子どもの読書活動推進計画」の方針を踏まえ、「第3次木古内町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の対象

計画の対象は、概ね0歳から18歳とします。
なお、次の4つの期間に分け、各期における特徴に応じて推進します。

- ◆乳幼児期 0歳～ 6歳（本に出会う）
- ◆小学生期 6歳～12歳（本に親しむ）
- ◆中学生期 12歳～15歳（本から学ぶ）
- ◆高校生期 15歳～18歳（本と生きる）

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■第2章 現状と課題

1 木古内町の現状

「第2次計画」の2年目である令和3年度と令和5年度の全国学力学習状況調査での読書に関する結果を比較しました。

「1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の質問に「全くしない」と回答した児童生徒は、小学生では45.5%から11.1%に、中学生では43.8%から35.7%と減少しており、小中学校での読書推進活動などの取組の成果が表れています。

しかし、令和6年度に実施した木古内町教育に関するアンケートでは「1ヶ月に平均何冊ぐらい本を読みますか」の質問に0冊と回答した児童・生徒が47.2%の回答となっています。

また、中央公民館図書室の利用状況は、幼児及び小学生の利用人数が横ばい傾向にあり、ブックスタート事業などでの啓発活動の成果が見られるものの、中高生の利用はほとんどない状況となっています。

2 第二次計画の成果と課題

前述のとおり、小中学校での一斉読書や各教科において読書に関心を持たせる取り組みによる成果が見える一方、中央公民館図書室での子どもたちへの読書活動推進は新規事業として子どものための図書室講座等を実施しましたが、継続的な図書室の利用に繋がる結果とはなりませんでした。

今後も子どもたちを図書室へ誘導し、読書に興味を持たせるための取り組みを推進するためには、PTA活動や社会教育事業との連携をより深めることが重要となることから各種事業における周知等の徹底を行う必要があります。

■第3章 子どもの読書活動推進のための方策

子どもの成長過程において、読書は喜びをもたらすだけでなく、豊かな感性を養い、考える力や創造力、他者への思いやりなどを醸成する上で欠くことができません。また読書活動は、様々な課題を解決する方法を自らの力で探求する力も育てると考えられます。

このことから、子どもの読書習慣を育むために、発達段階に応じた家庭・保育園・学校・地域がそれぞれ読書推進活動を展開し、連携を図りながら読書環境を整備していくことが求められます。

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが自然に本に親しみを持ち、読書習慣を身につける上で、家庭は大切な役割を担っています。特に親子のふれあいとなる家庭での自然な読み聞かせは、温かでしあわせな家族の交流の場となるだけでなく、積み重ねた楽しい経験として子どもたちの将来の読書習慣を育てると考えられます。

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書習慣が身につくよう、効果的な事業を実施することが望まれます。また、子育て支援事業やPTA活動などにおいて、子どもの読書活動の重要性などについて、広く啓発することが必要となります。

【具体的な取り組み】

《 家 庭 》

- 子どもの読書習慣の定着にむけた「家読」の取組の推進

《 中央公民館図書室 》

- 「家読」の取組を推進する啓発活動の実施
- 母子手帳交付時の「ママの読書推進活動」事業の推進
- 乳幼児健康診断等の機会を利用した「ブックスタート」事業の継続
- 「子ども読書の日」「子どもの読書週間」の趣旨にふさわしい図書室イベントの実施
- 各期を対象とした「図書だより」の発行

《 関係機関等 》

- PTAなどによる研修会等の実施

2 学校等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々な本に触れる機会を増やすことは、子どもたちが新たな世界に興味や関心を広げることにつながります。また、中学生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じた計画的・継続的な読書活動の推進が求められています。

【具体的な取り組み】

《 保育園 》

- 保護者や中央公民館図書室と連携した読書活動の実施

《 学 校 》

- ブックトーク、POP作成等の手法を活用した読書活動の推進
- 学校の教育活動全般を通じての多様な読書指導の展開
- 図書委員会などによる児童生徒の自主的な読書活動の推進
- 保護者や中央公民館図書室との連携による読書活動の推進

《 中央公民館図書室 》

- なかよし移動文庫などを活用した図書の紹介と読書活動の啓発

■第4章 読書環境の整備のための方策

中央公民館図書室は、全ての子どもたちが気軽に利用でき、好きな本を選び読書の楽しみを知ることができる場所であることが求められています。

木古内町の読書活動の中心的な役割を果たすため、中央公民館図書室の活発な活動を推進するとともに、北海道立図書館等との連携により、計画的な整備の充実を図ることが必要です。

また、学校図書館は、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。昼休みや放課後にいつも使える子どもたちの「心の居場所」となるよう、中央公民館図書室や保護者と連携を図り、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

【具体的な取り組み】

《 中央公民館図書室 》

- 本に興味を持てるような配架や蔵書の充実
- 学校図書館と連携した環境整備の推進
- 発達段階に合わせた広報活動の実施
- 読み聞かせやイベントの定期開催による読書活動の推進
- 意見箱の設置など町民の声が反映できる図書室の整備
- 図書室サポーターなどボランティア活動の推進
- 北海道立図書館の支援事業を活用した環境整備の推進

《 学校図書館 》

- 読書活動や学校図書館の利用についての啓発
- 中央公民館図書室と連携した環境整備の推進
- 図書委員等によるPOP作成など読書への関心を高める取組
- 「なかよし移動文庫」などを活用した蔵書の充実

資 料

1. 全国学力学習状況調査結果

「1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか？」回答結果

小学生(対象学年 6年生)

(単位: %)

調査実施年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象児童数	※1	22	20	18
2時間以上		4.5	0.0	5.6
1時間以上2時間より少ない		0.0	15.0	27.8
30分以上1時間より少ない		9.1	40.0	22.2
10分以上30分より少ない		22.7	30.0	22.2
10分より少ない		18.2	10.0	11.1
全くしない		45.5	5.0	11.1

中学生(対象学年 3年生)

(単位: %)

調査実施年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象児童数	※1	16	22	14
2時間以上		0.0	4.5	7.1
1時間以上2時間より少ない		6.3	4.5	0.0
30分以上1時間より少ない		6.3	18.2	7.1
10分以上30分より少ない		25.0	27.3	35.7
10分より少ない		18.8	9.1	14.3
全くしない		43.8	36.4	35.7

※1: 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2. 木古内町教育に関するアンケート結果

1ヶ月の平均の読書冊数

小学生・中学生

調査実施年度	R6年度
回答児童・生徒数	53
0冊	47.2
1冊	22.6
2～4冊	20.8
5冊以上	9.4

2. 中央公民館図書室年度別利用状況(R6年度2月末時点)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用人数	幼 児	114	153	148	96	71
	小 学 生	233	238	255	215	243
	中 学 生	16	7	12	10	22
	高 校 生	9	3	19	6	6
	一 般	941	796	1,249	1,170	1,316
	合 計	1,313	1,197	1,683	1,497	1,658
貸出人数	幼 児	26	63	83	31	33
	小 学 生	101	102	96	90	188
	中 学 生	0	1	4	3	5
	高 校 生	2	0	9	0	12
	一 般	714	605	876	788	948
	合 計	843	771	1,068	912	1,186
貸出冊数	幼 児	114	210	371	129	166
	小 学 生	302	346	348	310	356
	中 学 生	0	2	12	11	8
	高 校 生	3	0	20	0	4
	一 般	2,342	1,975	2,391	2,127	2,391
	合 計	2,761	2,533	3,142	2,577	2,925

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

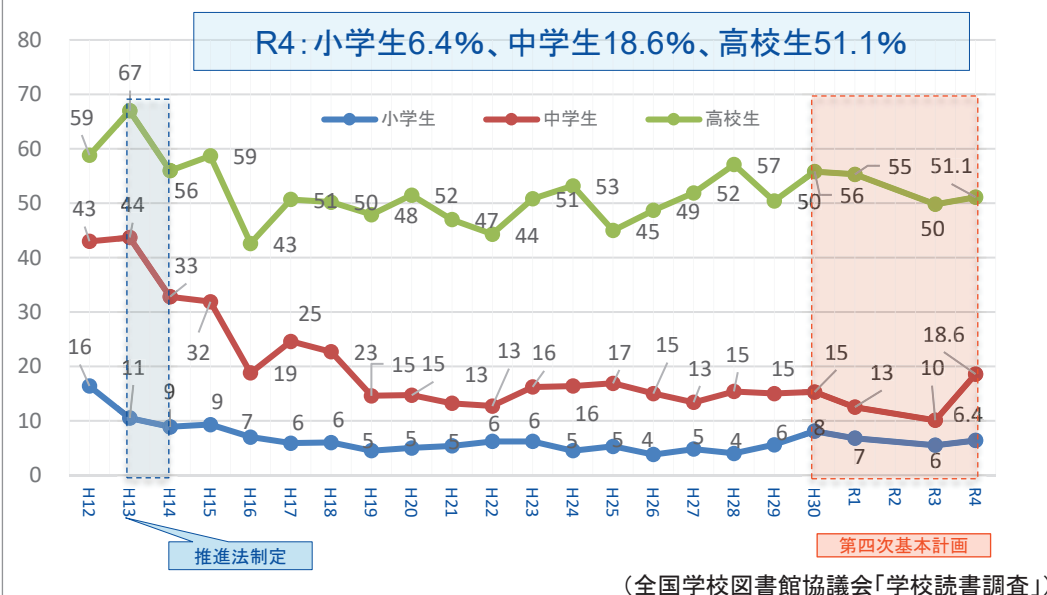
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等**を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

北海道子どもの読書活動推進計画〈第五次計画〉【概要版】

＜ 2023（令和5）～2027（令和9）年度＞

第1章 計画の基本的な考え方

◆ 計画策定の趣旨とその背景

- 子どもの読書活動は、社会全体で推進を図る必要
- 第四次計画の成果と課題を踏まえた内容
- 社会の変化や国の新たな施策等に対応した内容

◆ 国や道の動向

- 国：読書バリアフリー法の公布・施行（2019.6）
- 国：GIGAスクール実現推進本部設置（2019.12）
- 道：地学協働活動実証事業「CLASSプロジェクト」開始（2021.4）

基本 理念

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る

◆ 計画の性格

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条に基づき策定
- 「北海道教育推進計画」の個別計画として策定
- 社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すもの

◆ 推進状況の把握

推進状況については、「北海道子ども読書活動推進会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努める

◆ 「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題

【成 果】

- 子どもの読書活動推進計画を策定した市町村が増加したこと
- 学校図書館図書標準の達成や学校司書の配置が、目標値には届かないものの、全ての校種で改善の傾向が見られること

【課 題】

- 家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合が減少していること
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に事業を実施している市町村数が減少していること など

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策1－1】家庭における読書活動の推進

① 子どもの読書習慣の定着

- 食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること
- 保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと

② 保護者の読書活動への理解の促進

- ブックススタート事業やブックススタートに準じた事業の充実
- 北海道子ども読書応援団などのボランティア団体や子育てサークルによる読書活動の促進

【推進方策１－２】 地域における読書活動の推進

① 図書館サービスの充実

- 子どもの視点に立ったサービスの改善
- まちづくりの拠点として、子どもや大人をつなぐ交流の場の創出
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供

② 学校等の連携・協力

- 児童生徒の調べ学習や探究活動等の授業の支援
- 学校図書館や学級文庫等への図書館資料の団体貸出し

【推進方策１－３】 学校等における読書活動の推進

① 読書指導の充実

- 一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組の実施
- 各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館の活用
- １人１台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力を育成する活動

② 家庭や地域との連携・協力

- 保護者やボランティア、公立図書館、民間団体等との連携による読書活動

<基本目標１> の目標指標

【指標１】「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数

【指標２】授業（総合的な学習の時間、総合的な探究の時間）で学校図書館を活用している学校の割合

【指標３】公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合

２〈基本目標２〉子どもの学びを支える読書環境の整備

【推進方策２－１】 地域における読書環境の整備

① 公立図書館の資料・設備等の整備

- ヤングアダルトコーナーの設置など、子どもが立ち寄りやすい環境の整備
- 電子書籍や点字図書、音声図書、拡大図書など、障がいのある子どもでも利用しやすいアクセシブルな書籍や設備の整備
- 電子書籍を含む電子資料の利用促進

② 読書活動の推進・支援体制の整備

- 子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定
- 他の公立図書館や学校図書館との連携による資料の相互貸借
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

【推進方策２－２】 学校等における読書環境の整備

① 公立学校図書館等の資料・設備等の整備

- 学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備
- 児童生徒の発達段階、学校・地域の実情に応じた適切な新聞の複数紙配備
- 蔵書のデータベース化の導入
- 電子管理を活用した貸出・返却
- 電子書籍の導入や１人１台端末との連携の検討

② 人的配置の推進と運営体制の充実

- 司書教諭の役割等の理解促進
- 学校司書の配置促進
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

<基本目標２> の目標指標

【指標４】所管の公立図書館（室）において、障がいがあっても利用しやすい形式の書籍の導入やサービスの提供をしている市町村数

【指標５】学校図書館において、蔵書の電子管理をしている学校の割合

【指標６】学校司書を配置している学校の割合

用語解説

1. 全国学力学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育および教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育および教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として、国が平成19年度から実施している調査。

対象は、小学校6年生児童および中学校3年生の生徒。

2. 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

3. ブックスタート事業

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。木古内町では平成26年度より事業を開始している。

4. 子ども読書の日

子ども読書の日は4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての感心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

5. 子どもの読書週間

子どもの読書週間は4月23日～5月12日。幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身につけてほしいという趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定された。

6. ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学手への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、あらすじを説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

7. ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、一人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたかったかを投票で決める活動。

